

(証券コード6376)
平成23年6月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿3丁目43番2号
日 機 装 株 式 会 社
代表取締役社長 甲 斐 敏 彦

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成23年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月23日（木曜日）午前10時から
2. 場 所 東京都東村山市野口町2丁目16番地2
当社東村山製作所 R&Dセンター総合館7階会議室
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 1 第70期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 報 告 事 項 2 第70期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 - 付 議 事 項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」継続の件

4. その他の株主総会招集に関する決定事項

- (1) 書面により議決権を行使する場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、冒頭記載のとおり、平成23年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットにより議決権を行使する場合は、「インターネットによる議決権行使についてのご案内」（63頁）にしたがって、当社指定のインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）から、冒頭記載のとおり、平成23年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください。
- (3) 書面による方法とインターネット等による方法とで重複して議決権を行使された場合は、当社に後に到達したものを有効な議決権行使として取り扱います。ただし、書面とインターネット等による議決権行使が同日に到達したときは、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取り扱います。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願いいたします。
- ◎ 添付書類および株主総会参考書類に修正をするべき事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nikkiso.co.jp/>）に掲載します。

目 次

(添付書類)	
事業報告	
1. 日機装グループ（企業集団）の現況に関する事項	4
(1) 事業の経過およびその成果	4
(2) 対処すべき主要な課題	7
(3) 設備投資等の状況	8
(4) 資金調達状況	8
(5) 財産および損益の状況の推移	8
(6) 重要な子会社の状況等	9
(7) 主要な事業内容	11
(8) 主要な拠点等	12
(9) 従業員の状況	13
(10) 主要な借入先	13
(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項	14
2. 会社の株式に関する事項	14
3. 会社役員に関する事項	15
4. 会計監査人の状況	17
5. 会社の体制および方針	17
連結計算書類	
連結貸借対照表	21
連結損益計算書	22
連結株主資本等変動計算書	23
連結注記表	24
個別計算書類	
貸借対照表	34
損益計算書	35
株主資本等変動計算書	36
個別注記表	38
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	43
会計監査人監査報告書謄本	44
監査役会監査報告書謄本	45
<hr/>	
株主総会参考書類	
議案および参考事項	47

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 日機装グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

新興国需要の拡大と海外の景気回復により、国内の設備投資意欲に多少の動きが見られるようになった矢先に発生した東日本大震災は、日本の経済や社会に大きな衝撃を与え、当社グループの経営環境も少なからぬ影響を受けるものと考えられます。

当社グループの業績は、前期中に買収したLEWAグループの業績が通期で連結されたものの、インダストリアル事業分野での震災の影響による出荷の停止や延期もあり、受注高は84,536百万円（対前期比13.1%増）、売上高は83,143百万円（同6.6%増）となり、利益面は、製品戦略の見直しやコスト削減を進めましたが、前期に比べ、営業利益は4.7%減の5,398百万円、経常利益は22.6%減の4,658百万円、当期純利益は17.1%減の2,684百万円となりました。

(%表示は対前期比)

受注高	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
84,536百万円 (13.1%増)	83,143百万円 (6.6%増)	5,398百万円 (4.7%減)	4,658百万円 (22.6%減)	2,684百万円 (17.1%減)

当社グループは、グローバル市場への積極的な事業戦略の展開を図っていますが、海外のエネルギー開発投資案件の活発化や新興国での医療関係事業の拡大など、昨年後半以降、各事業部門の受注環境が好転しつつあります。今後も、グローバル化、市場のニーズに合わせた技術・製品の開発、業務の効率化などの諸施策を着実に進め、強い経営体質の構築と業績の向上に努めていきます。

[事業の種類別セグメントの状況]

部門	事業本部	受注高 (対前期比)	売上高 (対前期比)
工業部門	インダストリアル事業本部	38,475百万円 (29.7%増)	37,544百万円 (13.0%増)
	航空宇宙事業本部	4,601百万円 (15.2%増)	4,579百万円 (14.6%増)
	計	43,076百万円 (28.0%増)	42,123百万円 (13.1%増)
医療部門	メディカル事業本部	41,459百万円 (0.9%増)	41,019百万円 (0.6%増)
合計		84,536百万円 (13.1%増)	83,143百万円 (6.6%増)

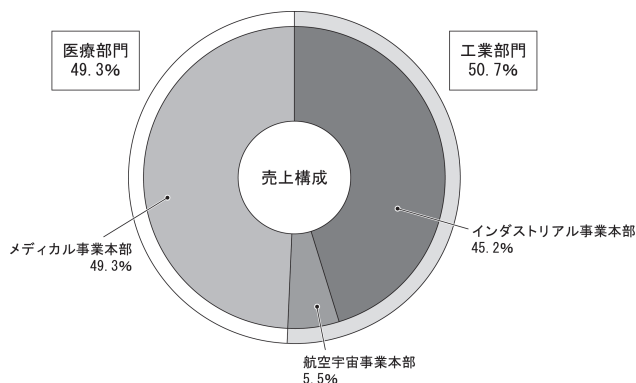
工業部門

<インダストリアル事業本部>

インダストリアル事業本部は、無漏洩ポンプ（ノンシールポンプ）、高精度定量注入ポンプ（LEWAグループ製品群）、液化ガスに使用される極低温用ポンプ（クライオジェニックポンプ）、高速遠心ポンプ（サンダインプン）などを中心とする製品の製造・販売・メンテナンスを行っているポンプ部門と、火力・原子力発電所用など各種産業向け水質調整装置とこれらの装置に自動化機能などを組み合わせたシステム製品、温水ラミネータ等の電子部品製造装置および粉粒体の粒度分布測定装置などの製造・販売・メンテナンスを行っている水質調整システム・計測機器部門とで構成しています。

当期は、リーマンショックによる景気後退時の大幅な受注減の影響を受けた売上の計上時期となり、ある程度売上の減少を見込まざるを得ない状況にありましたが、前期中に買収したLEWAグループの実績が通期で連結され、業績に反映されました。

ポンプ部門では、エネルギー関連業界で新興国を中心に設備投資の回復の兆しが見え始めたものの、国内の主要顧客の設備投資は依然として慎重な姿勢が続き、また、欧米の景気回復の減速による影響から厳しい状況が続きました。一方、水質調整システム・計測機器部門



では、国内の既設発電所の水質調整装置の機器更新が増加し、多層セラミック基板の一貫製造プロセスのアジアでの引き合いが増加するなど電子部品製造装置の関連業界の設備投資が活発となり、粉体計測器の国内市場も回復してきました。一方で、東日本大震災により案件の一部中止や延期などの影響を受けました。

この結果、受注高は38,475百万円（対前期比29.7%増）、売上高は37,544百万円（同13.0%増）となりました。

ポンプ部門では、往復動ポンプをLEWA製品へ統合し、回転式ポンプを含めた日機装製ポンプの海外展開の拠点をドイツLEWA本社に設置し、技術・営業を始めLEWAグループとの総合的な連携をいっそう加速させていきます。

<航空宇宙事業本部>

航空宇宙事業本部は、炭素繊維強化複合材製品の製造・販売を行っており、主力製品は航空機の逆噴射装置に用いられる部品（カスケードおよびブロッカードア）です。

当期は、停滞していた航空機業界にも明るい見通しが戻り、エアバス社新型航空機用カスケードの開発作業も順調で、さらに新規製品の受注に向けた活動も積極的に進めました。また、長期化している円高の影響を軽減するために、顧客との間で販売条件の見直し交渉を行なうとともにさらなるコストの低減に努めましたが、収益面では厳しい状況が続いています。

この結果、受注高は4,601百万円（対前期比15.2%増）、売上高は4,579百万円（同14.6%増）となりました。

航空機部品の本格的な複合材料化に対応するために進めてきたベトナムのハノイ新工場は、ボーイング社および必要な品質認定機関の審査・認定の完了を経て、一部製品（ブロッカードア）の量産を開始し、本年3月から出荷を行なっています。今後は、さらに大型部品の生産体制を整え、受注活動を活発化させていきます。

医療部門

<メディカル事業本部>

メディカル事業本部は、人工透析装置、ダイアライザー、血液回路、粉末型透析用剤などの血液透析および腹膜透析に関連した製品や医薬品、人工臓器装置などの医療機器の製造・販売・メンテナンスを行なっています。

当期は、国内では、診療報酬の改定により、直接・間接に透析装置や関連消耗品の販売に影響を受け、市場での競合がいちだんと激しくなりました。上半期は透析業務の効率化・省

力化を実現する新製品の売上が好調でしたが、下半期においては自動化対応多用途透析装置の新機種開発の遅れから国内の装置販売が苦戦したものの、血液回路およびフレゼニウス社製ダイアライザーなどの消耗品の拡販に注力した結果、売上高は前期比ほぼ横ばいとなりました。

大震災の当社施設への直接的な被害は軽微でしたが、被災地の被害は甚大であり、当社は被災地の透析医療体制の再建、整備を全力で支援してきました。今後もこの努力を継続します。

海外では、アジア向けの透析装置の販売が好調で、また、欧州向けの販売も新製品の投入と代理店の再編、強化により回復傾向にあります。

この結果、受注高は41,459百万円（対前期比0.9%増）、売上高は41,019百万円（同0.6%増）となりました。

国内の透析市場においては、自動化対応多用途透析装置の市場投入を進め、また、当社製PEPA膜ダイアライザーに加えフレゼニウス社製ダイアライザーの販売強化を図ることでシェアアップを目指します。昨年10月には新規分野となる腹膜透析の販売事業にも参入していますが、これらの事業を早期に軌道に乗せて、血液透析と合わせて透析の総合メーカーとして、さらなる業績の向上に努めていきます。

海外の透析市場においては、中国の透析装置の製造・販売・メンテナンスを目的とした合弁会社の本格稼働に向けた準備を順調に進めています。

(2) 対処すべき主要な課題

当社グループは、グローバルかつ中長期的な展望のもと、足元の各事業の業績を着実に上げていくと同時に、将来を見据えた事業展開、市場開拓、戦略的提携などを通じ、業績の向上に努めます。

インダストリアル事業では、本年4月、高精度精密機器分野でいっそうの業容拡大を図るため、精密機器事業本部を発足させ、各事業の強みを十分に発揮し、お客様のニーズにきめ細かく対応していきます。

航空宇宙事業では、ベトナムのハノイ新工場において、ボーイング社等の認定が終了したブロッカードアについて量産化を推進するとともに、他の大型部品についても生産体制を整え受注活動を活発化させていきます。

メディカル事業では、主力の透析装置においてお客様のニーズに合った自動化対応多用途透析装置の市場投入を進めるとともに、昨年開始したフレゼニウス社製ダイアライザーや新規参入した腹膜透析製品の販売事業を軌道に乗せて、さらなる業績の向上に努めていきます。

LEWAグループとのシナジー効果の拡大、ベトナムのハノイ新工場での航空機部品の生産拡大、透析装置のヨーロッパでの製造・販売の強化や中国での透析装置合弁事業の着実な遂行などグローバル化を推し進め、為替の影響をより受けにくい体制を早期に実現しながら、業績向上に努めます。

上記の各施策を着実に実行していくため、これを支えるグループ内の制度、仕組みを抜本的に見直すことにより組織、人材、財務力などのいっそうの充実を図ります。コンプライアンスにも目を配り、東日本大震災からの早期復旧という国家的課題への対応も含め、企業の社会的な責任を果たしていくことにも引き続き意を用います。

(3) 設備投資等の状況

当期は、各生産拠点における生産設備の増強、更新および各分野での合理化・省力化を目的として、合計2,028百万円の設備投資を行ないました。

当期中に完成した主要設備

ベトナムの血液回路生産工場設備の増設
(メディカル事業本部) 投資額 147百万円

米国の液化ガス用機器実液試験設備の増設
(インダストリアル事業本部) 投資額 103百万円

(4) 資金調達の状況

低金利環境を考慮して、既存の長期借入金の返済等を含め、今後の多様な事業資金の需要に備えることを目的として、平成23年3月に6,000百万円の長期借入を行ないました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第67期 (平成20年3月期)	第68期 (平成21年3月期)	第69期 (平成22年3月期)	第70期(当期) (平成23年3月期)
受 注 高(百万円)	77,374	67,604	74,770	84,536
売 上 高(百万円)	72,531	72,395	78,019	83,143
経 常 利 益(百万円)	6,369	4,161	6,022	4,658
当 期 純 利 益(百万円)	3,657	1,367	3,239	2,684
1株当たり当期純利益	56円59銭	21円46銭	47円49銭	33円86銭
総 資 産(百万円)	91,156	83,687	115,130	122,009
純 資 産(百万円)	40,280	36,721	47,517	49,039
1株当たり純資産	614円18銭	578円72銭	587円66銭	605円46銭

(6) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社等の状況

会 社 名		資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
国 内	日機装エイコー株式会社	90百万円	91.4% (31.6%)	工業部門製品（汎用小型ポンプおよびプール・浴場用ろ過器等）の製造および販売
	日機装リュウキテクノ株式会社	60百万円	100.0%	工業部門製品（ポンプ、コンプレッサ等）の技術サービス
	日機装テクニカ株式会社	100百万円	100.0%	工業部門製品（水質調整システム等）の技術サービスおよび工事
	日機装東北医工株式会社	20百万円	100.0%	東北地区における医療部門製品の販売および技術サービス
北 米	Nikkiso America, Inc.	10米ドル	100.0%	北米における事業の推進および統括
	Nikkiso Pumps America, Inc.	1米ドル	100.0% (100.0%)	北米および中南米における工業部門製品（ポンプ等）の製造および販売
	Nikkiso Cryo, Inc.	0米ドル	100.0% (100.0%)	工業部門製品（液化ガス用ポンプ）の製造および検査
	Microtrac, Inc.	3,000千米ドル	100.0% (100.0%)	工業部門製品（粒度分布測定装置等）の製造および販売
欧 州	Nikkiso Europe GmbH	3,068千ユーロ	100.0%	欧州における事業の推進および統括ならびに医療部門製品の製造および販売
	L E W A G m b H	5,000千ユーロ	100.0% (100.0%)	工業部門製品（工業用往復動ポンプおよびポンプシステム）の製造および販売
ア ジ ア	日機装(上海)投資管理咨询有限公司	2,050千円	100.0%	中国における事業の推進および統括
	上海日機装貿易有限公司	3,004千円	100.0%	中国における医療部門製品の販売
	上海日機装ノンシールポンプ有限公司	22,799千円	100.0%	中国における工業部門製品（ポンプ）の製造および販売
	威高日機装(威海)透析機器有限公司	74,508千円	49.0%	中国における医療部門製品の製造、販売およびメンテナンス

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ア ジ ア Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.	4,828千米ドル	100.0%	医療部門製品（透析用血液回路）の製造
Nikkiso Vietnam, Inc.	1,000千米ドル	100.0%	工業部門製品（ブロッカードア等航空機部品）の製造
M. E. Nikkiso Co., Ltd.	30,000千パーツ	50.0%	医療部門製品（透析用血液回路）の製造

- (注) 1. 「出資比率」欄の（ ）は、間接所有の割合を内数で記載しています。
2. 威高日機装（威海）透析機器有限公司は持分法適用関連会社です。

② 子会社の再編および他の会社との業務提携等

- ア. 平成22年5月21日付で、中国・^{ウェイガオ}威高グループの^{ウェイハイ}威海威高血液浄化製品有限公司との間で、中国において、人工透析装置の製造、販売およびメンテナンス事業を行なう合弁会社、威高日機装（威海）透析機器有限公司を設立しました。
- イ. 平成22年7月6日付で、フレゼニウスメディカルケアジャパン株式会社から、同社の日本における血液透析関連のダイアライザー販売および腹膜透析販売に関する事業を譲り受けることを目的として、ダイアライザー等に関する独占販売契約および同社の資産等を譲り受ける契約を締結しました。
- ウ. 平成22年7月6日付株式譲渡契約に基づき、韓国における透析関連製品の販売事業を行なう当社100%子会社のNikkiso Medical Korea Co., Ltd. の当社保有株式のすべてをFresenius Medical Care Korea Ltd.（韓国）に譲渡しました。
- エ. 平成22年9月30日付株式譲渡契約に基づき、当社とHamilton Sundstrand Corporation（米国）との合弁会社で、サンダインポンプの販売等を行なうサンダイン日機装株式会社の当社保有株式のすべてをサンダイン日機装株式会社に譲渡しました。また、平成22年10月15日付で、Hamilton Sundstrand Corporation の子会社Sundyne Corporation（米国）との間で、当社が日本において引き続きサンダインポンプを独占的に製造・販売をする内容の契約を締結しました。
- オ. 平成23年1月1日付で、当社は、当社医療部門製品のメンテナンス業務を行なう日機装M. E. S. 株式会社を吸収合併しました。

(7) 主要な事業内容

事業本部	製品分類	主要製品
インダストリアル 事業本部	ポンプ	無漏洩ポンプ（「ノンシールポンプ」） 高精度定量注入ポンプ（LEWA製メタリングポンプ、「ミルフローポンプ」） 高速遠心ポンプ（「サンダインポンプ」） 液化ガスに使用される極低温用ポンプ（「日機装クライオジェニックポンプ」） 高圧・大流量用大型往復動ポンプ（LEWA製プロセスポンプ） 高精度定量注入ポンプおよび薬液タンク等を組み合わせた各種システム製品（「日機装LEWA付臭装置」）
	火力・原子力等の発電所向け水質調整装置	試料採取装置 薬液注入装置 復水検塩装置 各種試験装置
	電子部品製造装置・産業用機器	セラミックシート積層機（「ハイスタッカー」） 等方圧プレス機器（「温水ラミネータ」） 除湿機
	粉粒体の特性評価装置	粒度分布測定装置・ゼータ電位測定装置・卓上電子顕微鏡・比表面積計（「マイクロトラック」シリーズ）
航空宇宙 事業本部	民間航空機向け部品	逆噴射装置部品（カスケード、ブロッカードア） リージョナルジェット用翼部品（エルロン、シュラウド） 各種民間航空機向け複合材製品
メディカル 事業本部	血液透析関連製品	多人数用透析液供給装置 透析用監視装置 個人用透析装置 透析通信システム（「フューチャーネット」） 逆浸透精製水製造システム（「DRO」） 透析用剤溶解装置 中空糸型透析器（ダイアライザー） 透析用血液回路セット 人工腎臓透析用剤（「Dドライ」）
	腹膜透析関連製品	腹膜透析液 自動腹膜灌流用装置（APDサイクラー）

(8) 主要な拠点等

当 社	本 社	東京都渋谷区
	国内営業拠点	札幌 名古屋 大阪 広島 福岡ほか
	国内生産拠点	東村山製作所（東京都東村山市） 静岡製作所（静岡県牧之原市） 金沢製作所（石川県金沢市）
	海外駐在員事務所	北京 シンガポール アブダビ
子会社等	国内営業拠点	日機装リユーキテクノ(株)（東京都東村山市） 日機装テクニカ(株)（東京都東村山市） 日機装東北医工(株)（宮城県仙台市）
	国内営業・生産拠点	日機装エイコー(株)（東京都東村山市）
	海外統括拠点	Nikkiso America, Inc.（米国） Nikkiso Europe GmbH（ドイツ） 日機装(上海)投資管理咨询有限公司（中国）
	海外営業拠点	上海日機装貿易有限公司（中国）
	海外営業・生産拠点	Nikkiso Pumps America, Inc.（米国） Microtrac, Inc.（米国） LEWA GmbH（ドイツ） Nikkiso Europe GmbH（ドイツ） 上海日機装ノンシールポンプ有限公司（中国） 威高日機装（威海）透析機器有限公司（中国）
	海外生産拠点	Nikkiso Cryo, Inc.（米国） M.E.Nikkiso Co., Ltd.（タイ） Nikkiso Vietnam, Inc.（ベトナム） Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.（ベトナム）
	研究開発拠点	(株)日機装技術研究所（東京都東村山市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

部 門	国 内	海 外	合 計
工業部門	824名	940名	1,764名
医療部門	746名	2,166名	2,912名
共 通	142名	2名	144名
合 計	1,712名	3,108名	4,820名 (対前期末比 129名増)

② 当社の従業員

従業員数 (対前期末比)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,512名 (140名増)	39.5歳	14.6年

(注) 従業員数は、他社への出向者(67名)を除き、当社への出向者(15名)を含みます。また、契約社員、パートタイマーを含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	13,748百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,862百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	6,622百万円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	2,680百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,630百万円
株 式 会 社 北 國 銀 行	2,580百万円
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	2,480百万円
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	2,450百万円
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,425百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,445百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

本年4月、精密機器事業本部を発足させ、工業部門を3事業本部に再編しました。新しい精密機器事業本部では、インダストリアル事業本部に属していたセラミック等の電子部品製造装置事業および粒子計測機器事業に加え、水・空気浄化機器事業等の新事業の開拓にも取り組んでいきます。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 249,500,000株
(2) 発行済株式の総数 79,265,687株
(自己株式1,020,777株を除く)
(3) 株 主 数 8,470名
(前期末に比べ796名減少)
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,248千株	9.14%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,852千株	4.86%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,549千株	4.48%
日 機 装 持 株 会	2,156千株	2.72%
日 機 装 従 業 員 持 株 会	2,001千株	2.52%
三井住友海上火災保険株式会社	1,966千株	2.48%
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,827千株	2.31%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,822千株	2.30%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,500千株	1.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (中央三井アセット信託銀行再信託分・ CMTBエクイティインベストメンツ株式会社信託口)	1,404千株	1.77%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
甲 斐 敏 彦	代表取締役社長	
木 下 博	取 締 役 (静岡製作所長兼静岡製作所メディカル工場長)	
中 村 洋	取 締 役 (事業戦略およびヨーロッパ地域担当)	
野 上 宏	取 締 役 (工業部門担当)	
西 脇 章	取 締 役 (管理本部長兼経営企画部長)	
圓 尾 樹 生	取 締 役 (メディカル事業本部長)	
本 間 久	取 締 役 (インダストリアル事業本部長)	
山 本 光 祥	常勤監査役	
国 政 慈 志	常勤監査役	
中 根 堅 次 郎	監 査 役	公認会計士 (清新監査法人代表社員) 税理士 (清新税理士法人代表社員) 日本バルカー工業株式会社 社外監査役 日本ライフライン株式会社 社外監査役
菊 地 裕 太 郎	監 査 役	弁護士 (菊地総合法律事務所所長) 株式会社日本システムプロダクト 社外監査役

- (注) 1. 監査役のうち、中根堅次郎氏および菊地裕太郎氏は社外監査役です。
2. 当社は、監査役の中根堅次郎氏および菊地裕太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 監査役の中根堅次郎氏は、公認会計士・税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 平成22年6月22日をもって、長尾章弘常務取締役が任期満了により取締役を退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8 名	107百万円
監 査 役	4 名	47百万円
社 外 監 査 役	2 名	11百万円

(注) 当社は、平成18年6月23日開催の第65回定時株主総会において、取締役および監査役の退職慰労金制度の廃止にともない、同定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各取締役・監査役の退任時に支給することを決議しました。これに基づき上記報酬等のほか、当期中に退任した取締役1名に対し8百万円の退職慰労金を支給しています。なお、当該退職慰労金の額には、第66期の事業報告において役員の報酬等の額の一部として記載された役員退職慰労金の第66期分の繰入額が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 中 根 堅次郎 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

清新監査法人および清新税理士法人ならびに日本バルカー工業株式会社および日本ライフライン株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された15回の取締役会および19回の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士の専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

② 監査役 菊 地 裕太郎 氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

菊地総合法律事務所および株式会社日本システムプロダクトと当社の間には特別の関係はありません。

イ. 主な活動状況

当期に開催された15回の取締役会および19回の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士の専門的立場から発言を行ないました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

定款の規定に基づき、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の合計額 | 43百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 46百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の一部の連結子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けています。
3. 当社は、会計監査人に対して、非監査業務の対価を支払っており、当該業務の内容は次のとおりです。
なお、②の金額は、当該業務の対価を含みます。
(非監査業務の内容) 国際財務報告基準（IFRS）の導入に関するアドバイザーに係るコンサルティング業務

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により解任いたします。また、取締役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など当社が解任または不再任を適当であると判断した場合、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に上程します。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務が適正に執行されるための体制を整備、維持、運用していくことが経営の重要な課題であると認識し、取締役会において決定している「内部統制基本方針」に基づき、内部統制体制を整備しています。「内部統制基本方針」の内容の概要は次のとおりです。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 法令・社会規範の遵守を促進するため「日機装行動憲章」を制定し、周知徹底する。
- 2) コンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス統括部署を設置する。
- 3) 取締役を委員長、副委員長とし、本部長、法務担当部門長等を委員とする「内部統制委員会」の活動体制を維持する。
- 4) 社長直轄の内部統制室を設け、内部統制体制の維持、発展を推進する。
- 5) 社長直轄の内部監査室を置き、グループ全体の内部監査の基本方針の作成、年間監査計画の策定、実施等を行なう。
- 6) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告するよう徹底する。法令違反事実の発見時における従業員による社外の弁護士への直接通報を可能とする内部通報制度を維持する。
- 7) 専門的な知識を有し、独立性の高い社外監査役による監査体制を充実する。取締役会規程に取締役会の承認事項を定め、各取締役の独断を防止する。社長は、コンプライアンス体制に関する事項を含め取締役会に対し定期的に業務執行の状況を報告する。海外子会社の会計処理にも専門性を発揮できる会計監査人を選任し、緊密な情報交換のもとに適正な会計処理ができる体制を維持する。
- 8) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求は毅然とした態度で拒絶するとともに、反社会的勢力排除に向けて組織的に取り組む。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録および経営会議議事録は、法令・社内関連規程に基づき適切に作成・保存する。
- 2) 社長を最終決裁者とする社長決裁伺書は、権限規程・社長決裁細則に基づき所定の期間適切に保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 災害、製造物責任、与信、インサイダー取引、不正輸出、個人情報漏洩等の個別リスクに対応する社内規程の存在・内容の周知を図るとともに、必要な改定を行なう。
- 2) 全社的なリスク管理の統括部署を設置し、個々のリスクの管理責任部署を明確にする。
- 3) 不測事態の発生時における、社長または担当取締役を本部長とする対策本部の設置等、損害拡大を最小限にとどめる体制を維持する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 重要事項の審議のため取締役会を月1回、さらに必要に応じて随時開催する。機能的な意思決定・執行のため事業本部制を維持し、業務執行責任を負う執行役員を任命する。
- 2) 経営方針・経営戦略に係る重要事項につき、取締役会の審議に加え適宜事前に経営会議の審議を経る体制を維持する。

- 3) 社長の権限のうち、社長を最終決裁者とする事項、本部長への権限委譲事項を区分し、効率的な意思決定・業務執行がなされる体制を維持する。
 - 4) 財務上の主要情報は、ITを活用したシステムにより迅速にデータ化し、取締役、本部長の現状把握が可能となる体制を維持・強化する。
- ⑤ **当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1) 子会社ごとに「日機装行動憲章」に準じた行動基準を作成し、周知徹底する。
- 2) 主要子会社では、当社の業務計画を反映した独自の業務計画を作成し、目標の達成度を管理するとともに、進捗状況を当社の社長・取締役等に適宜報告する体制を維持する。
- 3) 子会社の業務に対して監査役、内部監査人および会計監査人による監査を計画的に実施する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

- i) 当社の支配形態は、企業価値の向上と株主共同の利益を確保するため、株式市場における自由かつ公正な取引を通じて構成される株主の意思に基づき決定されるものとします。
- ii) 短期的な利益や一部の株主の利益を優先する動きが生ずる場合など当社の企業価値と株主共同の利益が損なわれる恐れが生じる可能性に備え、定款の定めに基づき、いわゆる買収防衛策を導入しておくこととします。

⑥ 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役のある場合は、職務を補助すべき従業員を任命する。監査役補助者の取締役からの独立性を確保する。

⑦ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 本部長、子会社社長の当社社長あて定期業務報告を常勤監査役に対しても常時配信する体制を維持する。監査役がいつでも必要に応じて取締役・従業員に対して報告を求めることができる体制を維持する。
- 2) 監査役が主要な会議を含む任意の会議に出席できる体制を維持する。
- 3) 監査役が会計監査人と適宜協議を行ない、監査情報の共有を促進する体制を維持する。

② 当社の取り組みの具体的な内容の概要

- i) 中長期的方針のもと、事業のグローバル化、戦略的な事業展開、生産性向上、開発強化などに取り組み、企業価値と株主共同の利益の向上に努めます。
- ii) 基本方針における買収防衛策については株主の意思を尊重するため、「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」を株主総会の決議を経て制定するものとします。当該規則は、防衛策の発動を含む対処策の決定にあたっては、外部の有識者と社外監査役で構成する独立委員会による勧告を最大限に尊重し、判断の客観性と独立性を確保するものとします。

③ 当社の取り組みに対する取締役会の判断とその理由

当社取締役会は、前記②の取り組みについて、合理的かつ妥当な内容であって、前記①の基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、剰余金の配当等を取締役会で決議できる旨を定款で定めています。当社は、業績、経営環境等を総合的に勘案した利益還元を行なっていくことを基本方針とし、かつ安定的な配当にも留意しています。また、将来の長期的な事業展開に備え、財務体質をいっそう強化するため、内部留保の充実にも努めています。

1株あたり配当額の推移

	67期 (平成20年3月期)	68期 (平成21年3月期)	69期 (平成22年3月期)	70期(当期) (平成23年3月期)
中間	6.00円	6.00円	6.00円	6.00円
期末	6.00円	6.00円	6.00円	6.00円
年間	12.00円	12.00円	12.00円	12.00円

<連結計算書類>

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	66,056	流 動 負 債	33,782
現金及び預金	23,290	支払手形及び買掛金	11,960
受取手形及び売掛金	25,945	短期借入金	10,898
商品及び製品	4,024	1年内返済予定の長期借入金	3,592
仕掛品	4,491	リース債務	79
原材料及び貯蔵品	6,121	未払金	1,583
繰延税金資産	1,239	未払消費税等	26
その他の引当金	1,427	未払法人税等	922
貸倒引当金	△485	未払費用	1,144
固 定 資 産	55,952	賞与引当金	1,514
有形固定資産	19,051	役員賞与引当金	46
建物及び構築物	10,518	設備関係支払手形	14
機械装置及び運搬具	3,069	その他の	1,999
土地	4,117	固 定 負 債	39,186
リース資産	119	社債	6,000
建設仮勘定	117	長期借入金	31,433
その他の	1,109	リース債務	99
無形固定資産	26,154	繰延税金負債	1,064
のれん	24,282	退職給付引当金	400
リース資産	54	役員退職慰労引当金	19
その他の	1,817	長期預り保証金	12
投資その他の資産	10,747	その他の	157
投資有価証券	8,855	負 債 合 計	72,969
長期貸付金	16	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	199	株 主 資 本	48,646
破産更生債権等	18	資本金	6,544
前払年金費用	708	資本剰余金	10,700
その他の引当金	966	利益剰余金	32,241
貸倒引当金	△17	自己株式	△840
		その他の包括利益累計額	△653
		その他有価証券評価差額金	833
		為替換算調整勘定	△1,487
		少 数 株 主 持 分	1,047
資 産 合 計	122,009	純 資 産 合 計	49,039
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,009

連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		83,143
売上原価		56,223
売上総利益		26,920
販売費及び一般管理費		21,521
営業利益		5,398
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	146	
持分法による投資利益	230	
受取貸料	172	
生命保険配当金	113	
その他	229	926
営業外費用		
支払利息	937	
為替差損	655	
その他	73	1,666
経常利益		4,658
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	505	512
特別損失		
固定資産除却損	31	
固定資産売却損	0	
子会社株式売却損	287	
投資有価証券評価損	40	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	30	
災害対策関連諸費用	4	
調査	58	454
税金等調整前当期純利益		4,717
法人税、住民税及び事業税	1,861	
法人税等調整額	△19	1,841
少数株主損益調整前当期純利益		2,875
少数株主利益		191
当期純利益		2,684

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	6,544	10,700	30,508	△825	46,927
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△951		△951
当期純利益			2,684		2,684
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,732	△14	1,718
平成23年3月31日残高	6,544	10,700	32,241	△840	48,646

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日残高	832	△1,166	△333	923	47,517
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△951
当期純利益					2,684
自己株式の取得					△15
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1	△321	△320	123	△196
連結会計年度中の変動額合計	1	△321	△320	123	1,522
平成23年3月31日残高	833	△1,487	△653	1,047	49,039

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 39社

主要な連結子会社の名称

日機装東北医工株式会社

日機装テクニカ株式会社

日機装商事株式会社

Nikkiso Pumps Europe GmbH

Nikkiso Cryo, Inc.

上海日機装貿易有限公司

M. E. Nikkiso Co., Ltd.

Nikkiso Pumps Korea Ltd.

Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.

日機装(上海)投資管理咨询有限公司

LEWA GmbH

日機装リユーキテクノ株式会社

日機装エイコー株式会社

Nikkiso Europe GmbH

上海日機装ノンシールポンプ有限公司

台湾日機装股份有限公司

Microtrac, Inc.

Nikkiso Pumps America, Inc.

Nikkiso America, Inc.

Nikkiso Vietnam, Inc.

LEWA Management GmbH

株式会社日機装技術研究所

当連結会計年度において、日機装M. E. S. ㈱は、当社と合併、LEWA Beteiligungs GmbHは、LEWA GmbHと合併により、それぞれ消滅しております。また、LEWA Management GmbHの子会社において、連結子会社同士の合併により、1社が消滅しております。

Nikkiso Medical Korea Co., Ltd. は、当社が保有していた同社株式の全てを売却したことに伴い、連結範囲から除外しております。

この結果、当連結会計年度末における連結子会社の数は39社となっております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社日新メンテナンス

株式会社メディポート

Pump Alliance Pte. Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 8社

主要な会社等の名称

日機装サーモ株式会社

創光科学株式会社

Nikkiso-KSB GmbH

地上の星投資事業有限責任組合

Nikkiso Medical (Thailand) Co., Ltd.

威高日機装(威海)透析機器有限公司

当連結会計年度において、サンダイン日機装㈱は、当社が保有していた同社株式の全てを売却したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、新たに設立した威高日機装(威海)透析機器有限公司を持分法適用関連会社としております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

株式会社日新メンテナンス

株式会社メディポート

Pump Alliance Pte. Ltd.

(関連会社)

順雄企業股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Nikkiso Pumps Europe GmbH、Nikkiso Europe GmbH、Nikkiso Cryo, Inc.、上海日機装ノンシールポンプ有限公司、上海日機装貿易有限公司、台湾日機装股份有限公司、M. E. Nikkiso Co., Ltd.、Microtrac, Inc.、Nikkiso Pumps Korea Ltd.、Nikkiso Pumps America, Inc.、Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.、Nikkiso America, Inc.、Nikkiso Vietnam, Inc.、日機装(上海)投資管理咨询有限公司、LEWA Management GmbH、LEWA GmbH他一部の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

ただし、当社のインダストリアル事業本部の製品及び仕掛品については個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法、在外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づいております。

なお、当社及び国内連結子会社におけるソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、当連結会計年度末においては当社の年金資産見込額が退職給付債務額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は前払年金費用として計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

また、一部の連結子会社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

当社は、平成18年6月23日開催の定時株主総会における退職慰労金制度の廃止及び役員退任時に在任期間に対応する退職慰労金を支給する旨の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債・収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法：金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

ウ. ヘッジ方針：社内管理規定に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法

：特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。ただし、金額が少額の場合は発生時に全額償却しております。

⑤ 端数処理

連結計算書類の作成にあたり、金額、株数は単位未満を切り捨てて表示しております。

⑥ 当連結会計年度より、会社法施行規則、会社計算規則の一部を改正する省令（平成22年法務省令第37号）による改正後の会社計算規則に基づき、連結計算書類を作成しております。

5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(3) 「持分法に関する会計基準」の適用

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。なお、これによる損益への影響はありません。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	簿 価 (百万円)	内 容	金 額 (百万円)
建 物 及 び 構 築 物	5,990	短 期 借 入 金	740
機 械 及 び 装 置	514	長 期 借 入 金	9,291
土 地	1,825		
計	8,330	計	10,031

上記のほか、連結子会社株式（消去前金額24,140百万円）を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,605百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 80,286,464株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,020,777株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月21日 取締役会	普通株式	475	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月7日
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	475	6.00	平成22年9月30日	平成22年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月19日 取締役会	普通株式	475	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月7日	利益剰余金

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に当社製品の製造販売事業を行なうための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金と企業買収資金の調達を目的としたものであり、返済日または償還日は決算日後、最長で8年半後であります。このうち、変動金利による部分については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して金利の変動リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行なっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行なっております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限などを定めたデリバティブ取引規則に基づき財務担当部署が取引を行ない、記帳及び契約先と残高照合等を行なっております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	23,290	23,290	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,945	25,945	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	7,234	7,234	—
資 産 計	56,471	56,471	—
(4) 支払手形及び買掛金	11,960	11,960	—
(5) 短期借入金	10,898	10,898	—
(6) 未払金	1,583	1,583	—
(7) 未払法人税等	922	922	—
(8) 社債	6,000	6,091	91
(9) 長期借入金	35,025	35,158	132
負 債 計	66,390	66,614	224
デリバティブ取引(※)			
1. ヘッジ会計が適用されていないもの	(204)	(204)	—
2. ヘッジ会計が適用されているもの	—	(362)	(362)
デリバティブ取引計	(204)	(567)	(362)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券は其他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,066	4,691	2,624
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	3,758	2,543	△1,215

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、並びに(7) 未払法人税等
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価については、元利金の合計を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金については、元利金の合計を同様の借入を実行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	211	—	△0	△0
	合計	211	—	△0	△0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関係

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	6,469	6,469	△204	△204
	合計	6,469	6,469	△204	△204

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	16,000	16,000	△362
	合計		16,000	16,000	△362

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表価額
非上場株式	1,570
投資事業有限責任組合等出資金	50
合計	1,620

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	23,290	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,945	—	—	—
合計	49,236	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	6,000	—	—	—	—
長期借入金	3,592	4,018	10,992	4,244	7,393	4,784
その他の有利子負債	—	—	—	—	—	—
合計	3,592	10,018	10,992	4,244	7,393	4,784

V. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 605円46銭
1株当たり当期純利益 33円86銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ. その他の注記

企業結合等関係

共通支配下の取引等

(当社の連結子会社との合併)

- 1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名 称：日機装株式会社

事業の内容：工業用ポンプ、水質調整システム、医療機器、炭素繊維複合材製品の製造・販売・メンテナンス

名 称：日機装M. E. S. 株式会社

事業の内容：医療用機器の保守・修理

- (2) 企業結合日

平成23年1月1日

- (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、日機装M. E. S. 株式会社 は解散しました。

- (4) 結合後企業の名称

名 称：日機装株式会社

- (5) 取引の目的を含む取引の概要

日機装M. E. S. 株式会社は、当社のメディカル事業に関するメンテナンス業務の技術力・専門性を高める目的で、平成2年6月に当社100%出資の連結子会社として設立されました。しかしながら、今日では、このような当初の目的は十分に達成された一方で、今後はむしろ、緊急性の高い医療現場の高度かつ多様なニーズにより迅速・的確に対応するためには、営業とメンテナンスが一体となった体制へ組織再編することが不可欠と考えております。日機装グループでは、このような目的を実現するため、当社が日機装M. E. S. 株式会社を吸収合併することが最も望ましいとの判断に至ったものです。

- 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

<個別計算書類>

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目	科 目		科 目	科 目	
流動資産	流動負債	51,658	支払手形	形金	27,778
現金	支払掛入	17,329	買掛金	入金	1,261
受取預金	短期借入金	3,350	短期借入金	長期借入金	8,010
及び手形	1年内返済予定の長期借入金	18,716	短期借入金	借入金	10,323
商品及び掛金	未払金	2,439	未払金	税金	2,346
仕掛品	未払法人税等	3,739	未払法人税等	金	79
材料及び貯蔵品	未払費用	4,676	未払費用	金	1,466
延税引当金	前払費用	750	前払費用	金	289
関係会社短期貸付金	関係会社引当金	264	関係会社引当金	金	545
未収金	関係会社引当金	303	関係会社引当金	金	531
倒引当金	関係会社引当金	107	関係会社引当金	金	247
流動資産	流動負債	△19	関係会社引当金	金	1,215
有形固定資産	固定負債	55,442	賞与引当金	金	1,335
建物	社債	14,308	賞与引当金	金	36
構築物	リース負債	8,095	賞与引当金	金	14
機械及び装置	リース負債	163	賞与引当金	金	75
車両運搬具	リース負債	1,715	賞与引当金	金	33,851
器具及び備品	リース負債	8	賞与引当金	金	6,000
土地	リース負債	716	賞与引当金	金	26,513
建物	リース負債	3,402	賞与引当金	金	99
無形固定資産	リース負債	119	賞与引当金	金	1,062
ソフトウェア	リース負債	87	賞与引当金	金	19
その他の資産	リース負債	980	賞与引当金	金	157
のソリースの資産	リース負債	297	賞与引当金	金	61,630
投資その他の資産	リース負債	452	賞与引当金	金	44,636
投資	リース負債	54	賞与引当金	金	6,544
投資	リース負債	176	賞与引当金	金	10,700
投資	リース負債	40,152	賞与引当金	金	10,700
投資	リース負債	7,308	賞与引当金	金	28,231
投資	リース負債	2,633	賞与引当金	金	1,461
投資	リース負債	0	賞与引当金	金	26,769
投資	リース負債	28,625	賞与引当金	金	376
投資	リース負債	0	賞与引当金	金	17,370
投資	リース負債	693	賞与引当金	金	9,022
投資	リース負債	17	賞与引当金	金	△840
投資	リース負債	47	賞与引当金	金	835
投資	リース負債	708	賞与引当金	金	835
投資	リース負債	178	賞与引当金	金	45,471
投資	リース負債	643	賞与引当金	金	107,101
投資	リース負債	△687	賞与引当金	金	107,101
投資	リース負債	△17	賞与引当金	金	107,101
資産合計	負債・純資産合計	107,101	負債・純資産合計	純資産合計	45,471
				負債・純資産合計	107,101

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		59,967
売 上 原 価		45,291
売 上 総 利 益		14,676
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,099
営 業 利 益		3,576
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	1,210	
受 取 貸 貸 料	255	
生 命 保 険 配 当 金	113	
そ の 他	104	1,712
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	543	
社 債 利 息	103	
為 替 差 損	809	
そ の 他	117	1,574
経 常 利 益		3,714
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	915	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	657	1,572
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27	
固 定 資 産 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	190	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	30	
災 害 対 策 関 連 諸 費 用	4	
調 査 費	55	349
税 引 前 当 期 純 利 益		4,938
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,152	
法 人 税 等 調 整 額	△212	939
当 期 純 利 益		3,998

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金(注1)		
平成22年3月31日残高	6,544	10,700	—	1,461	23,723	△825	41,604
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△951		△951
当期純利益					3,998		3,998
自己株式の取得						△15	△15
自己株式の処分					△0	0	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	3,046	△14	3,032
平成23年3月31日残高	6,544	10,700	—	1,461	26,769	△840	44,636

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成22年3月31日残高	833	42,437
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△951
当期純利益		3,998
自己株式の取得		△15
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1	1
事業年度中の変動額合計	1	3,033
平成23年3月31日残高	835	45,471

(注1) その他利益剰余金の内訳

項目	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成22年3月31日残高	376	17,370	5,976	23,723
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△951	△951
当期純利益			3,998	3,998
自己株式の処分			△0	△0
事業年度中の変動額合計	—	—	3,046	3,046
平成23年3月31日残高	376	17,370	9,022	26,769

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの：移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、インダストリアル事業本部の製品及び仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

構築物 7～50年

機械及び装置 4～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。ただし、当事業年度末においては年金資産見込額が退職給付債務額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は前払年金費用として計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

平成18年6月23日開催の定時株主総会における退職慰労金制度の廃止及び役員退任時に在任期間に対応する退職慰労金を支給する旨の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止日までの就任期間に対応する金額を引当計上しております。

(6) 投資損失引当金

関係会社に対する投資により発生の見込まれる損失に備えるため、当該関係会社の資産内容等を勘案して損失見込額を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法：金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

③ ヘッジ方針：社内管理規定に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

：特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(3) 端数処理

計算書類の作成にあたり、金額、株数は単位未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な会計方針の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	簿価 (百万円)	内容	金額 (百万円)
建築物	5,976	短期借入金	740
構築物	14	長期借入金	6,000
機械及び装置	514		
土地	1,825		
計	8,330	計	6,740

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,793百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行なっております。

摘要	金額 (百万円)
Nikkiso Europe GmbH	1,135
Nikkiso Vietnam MFG Co., Ltd.	481
Nikkiso Vietnam, Inc.	332
台湾日機装股份有限公司	121
LEWA GmbH	5,569
計	7,639

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

摘要	金額 (百万円)
短期金銭債権	3,928
長期金銭債権	693
短期金銭債務	2,094

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

摘要	金額 (百万円)
売上高	8,452
仕入高	9,057
営業取引以外の取引高	1,483

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,020,777株

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(百万円)
(1) 流動の部	
(繰延税金資産)	
賞与引当金	543
未払事業税	77
未払費用	72
棚卸資産	33
その他	43
繰延税金資産小計	770
評価性引当額	△19
繰延税金資産(流動)合計	750
(2) 固定の部	
(繰延税金資産)	
投資損失引当金	279
関係会社株式評価損	323
関係会社出資金	350
投資有価証券	12
その他	103
繰延税金資産小計	1,068
評価性引当額	△986
繰延税金資産合計	82
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△258
その他有価証券評価差額金	△573
前払年金費用	△288
その他	△24
繰延税金負債合計	△1,144
繰延税金負債(固定)の純額	△1,062

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	1.0
住民税の均等割	1.0
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△16.5
抱合せ株式消滅差益	△5.4
試験研究費等の税額控除	△2.7
評価性引当額の増減	1.2
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.0

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	Nikkiso Europe GmbH	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任(注3) 債務保証	ヨーロッパにおける 当社医療部門製品 の販売(注1) 債務保証(注4)	2,373	売掛金	1,521
	LEWA GmbH	所有 間接100%	債務保証	債務保証(注5)	1,135	—	—
	日機装M. E. S. 株式会社(注6)	所有 —%	配当	配当	5,569	—	—
関連会社	サンダイン 日機装株式会社 (注7)	所有 —%	当社製品の製造・ 販売	海外への当社工業 部門製品の販売 (注1)	420	—	—
					652	売掛金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 取締役 中村 洋氏は、Nikkiso Europe GmbHのManaging Directorを兼務しております。

(注4) Nikkiso Europe GmbHの銀行借入れ(1,135百万円、期限2016年)につき債務保証を行なったものであります。

(注5) LEWA GmbHの銀行借入れ(5,569百万円、期限2014年)につき債務保証を行なったものであります。

(注6) 日機装M. E. S. 株式会社は平成23年1月に当社と合併しております。従って、上記については合併までの取引金額を記載しております。

(注7) サンダイン日機装株式会社は、平成22年9月に当社が保有していた株式の全てを売却したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。また、この株式売却に伴い、代表取締役社長 甲斐敏彦氏は、サンダイン日機装株式会社の取締役を辞任しております。

従って、上記については株式売却までの取引金額を記載しております。なお、サンダイン日機装株式会社は、株式売却後に商号を変更しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 573円66銭

1株当たり当期純利益 50円43銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX. その他の注記

企業結合等関係

当社を存続会社、日機装M. E. S. 株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。当該吸収合併の概要等は、連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しております。

なお、本合併により生じた抱合せ株式消滅差益657百万円を特別利益に計上しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日機装株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日機装株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

日機装株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰 司 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日機装株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月17日

日機装株式会社 監査役会

常勤監査役 山本光祥 ㊟

常勤監査役 国政慈志 ㊟

社外監査役 中根堅次郎 ㊟

社外監査役 菊地裕太郎 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	か い とし ひこ 甲 斐 敏 彦 (昭和21年8月19日)	平成8年2月 オランダ第一勸業銀行総支配人 平成12年3月 当社入社 平成13年4月 当社執行役員 平成14年4月 当社医療機器カンパニープレジデント 平成15年6月 当社取締役（現任） 平成16年12月 当社代表取締役社長（現任） (当社における地位および担当) 代表取締役社長	45,665株
2	なか むら ひろし 中 村 洋 (昭和28年1月10日)	平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員 同行日本橋支社長 平成19年3月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成21年4月 当社企画本部長 平成21年10月 Nikkiso Europe GmbH 代表取締役（現任） (当社における地位および担当) 取締役 事業戦略およびヨーロッパ地域担当	20,509株
3	にし わき あきら 西 脇 章 (昭和29年11月18日)	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 当社人事総務センター長 平成15年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社インダストリアルソリューションズカンパニー 経営戦略本部長 平成20年4月 当社経営センター長 平成20年6月 当社取締役（現任） 平成21年4月 当社管理本部長（現任） 平成22年4月 当社経営企画部長（現任） (当社における地位および担当) 取締役 管理本部長兼経営企画部長	10,429株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	まる お しげ お 圓 尾 樹 生 (昭和25年3月15日)	昭和47年4月 当社入社 平成13年10月 当社医療機器カンパニー医療器工場長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年12月 当社医療機器カンパニープレジデント 平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常勤監査役 平成21年4月 当社執行役員 当社メディカル事業本部長 (現任) 平成22年6月 当社取締役 (現任) (当社における地位および担当) 取締役 メディカル事業本部長	12,114株
5	ほん ま ひさし 本 間 久 (昭和27年9月12日)	昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 当社流体技術カンパニー営業本部長 平成19年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社流体技術カンパニープレジデント 平成21年4月 当社ポンプ事業本部長 平成22年4月 当社インダストリアル事業本部長 (現任) 平成22年6月 当社取締役 (現任) (当社における地位および担当) 取締役 インダストリアル事業本部長	6,577株
6	※ みや た ひろ あき 宮 田 博 明 (昭和28年1月1日)	平成14年10月 当社入社 平成14年12月 当社流体技術カンパニー営業第二部長 平成16年12月 当社複合材カンパニー企画営業部長 平成18年4月 当社執行役員 (現任) 当社複合材カンパニープレジデント 平成21年4月 Nikkiso America, Inc. 社長 平成22年4月 Nikkiso Cryo, Inc. 社長 平成22年8月 威高日機装(威海)透析機器有限公司 董事兼総経理 (現任) (重要な兼職の状況) 威高日機装(威海)透析機器有限公司 董事兼総経理	5,839株

(注) 1. ※印は、新任候補者です。

2. 候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであり、その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。宮田博明候補者は、中国において人工透析装置の製造等を行なう威高日機装(威海)透析機器有限

会社の董事および総経理を兼務し、当社は同社との間で、人工透析装置の部品等の売買等の取引を行なっています。なお、同社は、当社の持分法適用関連会社です。

第2号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、山本光祥監査役および菊地裕太郎監査役の2名が任期満了となり、国政慈志監査役が辞任しますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	菊地 裕太郎 (昭和26年5月5日)	昭和56年4月 弁護士登録（現在に至る） 昭和58年8月 ㈱日本システムプロダクト 社外監査役（現任） 昭和61年4月 菊地綜合法律事務所所長（現任） 平成12年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成15年11月 東京弁護士会副会長 平成19年5月 ㈱日弁連法務研究財団理事（現任） 平成19年6月 当社社外監査役（現任） 平成19年8月 当社独立委員会委員（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士（菊地綜合法律事務所所長） 株式会社日本システムプロダクト 社外監査役	6,159株
2	※ 田代 初男 (昭和24年2月9日)	昭和49年3月 当社入社 平成6年6月 当社業務本部国内業務部長 平成16年12月 当社流体技術カンパニー企画部長 平成20年4月 当社執行役員（現任） 当社流体技術カンパニー経営戦略本部長 平成21年4月 当社企画本部海外事業統括室長 平成22年10月 当社インダストリアル事業本部統括（現任）	21,437株
3	※ 後藤 直人 (昭和25年9月5日)	昭和50年4月 当社入社 昭和62年2月 当社秘書室長 平成10年2月 当社総括業務本部経理部長 平成15年11月 当社人事総務センター金沢製作所業務所長 平成20年1月 当社経営企画室長 平成23年1月 当社経営企画部企画グループリーダー（現任）	17,927株

- (注) 1. ※印は、新任候補者です。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 菊地裕太郎氏は社外監査役候補者です。

4. 菊地裕太郎氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって4年です。なお、当社は、同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出しています。
5. 当社は、菊地裕太郎氏と、定款の規定に基づき、3百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を損害賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しています。なお、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定です。
6. 菊地裕太郎氏を社外監査役候補者とする理由等
 - (1) 社外監査役候補者とする理由
弁護士として法務全般にわたる専門的見識を当社の監査に反映していただけるものと判断しています。
 - (2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断する理由
候補者は、長年弁護士として活躍され、企業経営、企業法務に高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。

第3号議案 定款に基づく「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」継続の件

当社は、平成22年6月22日開催の第69回定時株主総会において、定款の規定に基づき「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」（以下「現行規則」といいます。）の1年間の継続を決議しました。現行規則は、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となりますので、所要の変更を加えたくうえで、さらに1年間の継続のご承認をお願いするものです。

ご承認をお願いする規則案（以下「本規則」といいます。）の内容は、後記5.に記載のとおりです。なお、本議案のご承認をいただいた後速やかに、本規則第4条第2項に基づき、取締役会において、添付の〈ご参考〉（62頁）に記載する候補者を、独立委員会の委員に選任することを予定しています。

本規則は、その制定、変更、継続および廃止に株主の皆様の意思を十分に反映する仕組みになっています。本規則は、株主総会の特別決議により承認された当社定款第20条「当社は、株主総会の決議により、当社の株式の大規模な取得によって、当社の企業価値が損なわれ、株主共同の利益が侵害されることを防止するために、買収防衛策に関する規則を制定することができる。」に依拠するものです。また、その継続、変更または廃止は、株主総会の決議によるものとします。

1. 本規則の目的

本規則の目的は、当社株式を大量に取得しようとする者（以下「大量取得者等」といいます。）が出現した場合に、その取得を防止すべきであるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保しつつ、その株式の取得の目的、内容を事前に確認し、これが当社の株主共同の利益に反する場合にはこれを防ぐとともに、大量取得者等と取締役会が交渉を行なう機会を設け、大量取得者等に当社の企業価値をより向上させる事業計画の提案を要求することにあります。大量取得者等から適切な情報開示がなされ、大量取得者等が有する当社の経営方針や事業計画が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資すると判断される場合には、大量取得者等が当社株式を取得することを否定するものではありません。

2. 変更の内容

- (1) 本規則に基づく当社株式の大規模な取得に対する対応策の発動の可否の検討の遅延を防止し、その適正な運用を図るため、次の変更を行いません。

- (a) 現行規則第3条第2項に、独立委員会からの情報提供要請期間に上限（原則として60日間）を設ける旨の文言を追加する。これに伴い、現行規則第6条第1項に所要の変更を加える。
- (b) 現行規則第6条第1項に、独立委員会の検討期間の延長日数に上限（原則として30日間）を設ける旨の文言を追加する。
- (2) 現行規則第3条に第5項を追加して、当社が大量取得行為等（本規則中で定義します。）の存在を認識した事実等の開示に関する規定を設けます。
- (3) 本規則の実効性を確保するため、現行規則第2条の「大量取得者」の定義に(c)を追加して「大量取得者」の範囲を変更します。
- (4) 現行規則全般にわたり、実質の意味に変更のない範囲で表現の整備を行いません。

3. 本規則の概要

- (1) 大量取得者等に対して「大量取得提案書」の提出による情報提供を要請
当社株式の大量取得行為等が行なわれる場合、当社は大量取得者等に対し、事前に当該大量取得行為等に関する情報の記載を含む大量取得提案書の提出を求めます。大量取得者等には、当社からこの要請を受領した後10営業日以内に大量取得提案書を取締役会あてに提出していただきます。
- (2) 提供された情報は「独立委員会」で検討
 - ① 当社は、本規則に関して取締役会が恣意的な判断を行なうことを防止するために、取締役会から独立した独立委員会を設置します。独立委員会では、大量取得者等から提供された情報により、その取得行為について、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上の観点から検討を行なうものとします。独立委員会は、大量取得者等から提供された情報が不十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定め、自らまたは取締役会を通じて本件情報を追加提供するよう書面により要請することができるものとします。ただし、この情報提供の要請期間は、大量取得提案書の提出を要請する書面が最初に発送された日から60日間を上限とします。なお、独立委員会は、大量取得者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または独立委員会が必要であると判断した場合には、原則として30日間を上限として情報提供要請期間を延長できるものとします。
 - ② 独立委員会における検討期間は、大量取得者等からの大量取得提案書の提出および前記の本件情報の追加的な提供が完了したと独立委員会が認めた日または情報提供要請期間（その延長を含みます。）が満了した日のうち早い方の日から、原則として、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間とします。なお、合理的な理由がある場合、独立委員会はその検討期間を延長することができますが、原則として30日間を超えて延長しないものとします。大量取得者等は、大量取得提案書の提出の要請を受けた日から独立委員会における検討期間が満了するまで、株券等を取得してはな

らないものとします。

(3) 新株予約権の発行に関する勧告

独立委員会は、大量取得者等による取得行為を防止すべきかを、当社の企業価値および株主共同の利益の観点から判断し、当該大量取得者等による権利行使が認められない新株予約権を、その時点のすべての株主の皆様に対して発行（無償割当てを含み、以下同様とします。）するよう、または発行しないよう取締役会に勧告します。

(4) 新株予約権の発行

取締役会では、独立委員会の勧告を最大限尊重して本件新株予約権の発行の可否を決定します。本件新株予約権が発行された場合、大量取得者等以外の株主の皆様は本件新株予約権を行使し（取得条項付の新株予約権である場合には行使の手続きを経ることなく）、当社株式を取得することとなります。この場合、大量取得者等が保有する株式の議決権割合が低下します。

(5) 非デッドハンド型・非スローハンド型買収防衛策

本規則は、株主総会の決議により廃止できます。本規則導入時の取締役またはその取締役によって指名された取締役以外は廃止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、新任取締役が選任された後一定期間を経るまでは廃止できない買収防衛策（スローハンド型）にも該当しません。

4. 株主の皆様への影響

(1) 本規則の継続時

本規則の継続時においては、本件新株予約権の発行自体は行なわれません。したがって、本規則の継続時に株主の皆様には直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本件新株予約権の発行時

(a) 株主割当ておよび無償割当ての場合

取締役会が設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する普通株式1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権が無償で割り当てられます。株主の皆様は、株主割当ての場合にあっては、割当てに応じて申し込みを行なうことにより、無償割当ての場合にあっては、申し込みおよび払い込みを行なうことなく、本件新株予約権を取得します。

(b) 権利落ちの影響

本件新株予約権の割当てのための権利落ち後に本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断された場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得などの措置がとられることとなりますが、その場合、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行なった株主・投資家の皆様は、その価格の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本件新株予約権の行使時

(a) 本件新株予約権に取得条項が付されていない場合

株主の皆様が、権利行使期間内に本件新株予約権を行使せず、または行使価額相当の金銭を払い込まない場合、他の株主様による本件新株予約権の行使により、その

株主様が保有する当社株式が希釈化されることとなります。

(b) 本件新株予約権が取得条項付の場合

当社が取得の手続きを取ることにより、株主の皆様は払い込みを行なうことなく当社株式を取得することとなりますので、株主様が保有する当社株式は総体として希釈化されません。

5. **本規則の内容**（主な変更箇所は、本規則中において下線で示しています。）

第1条（本規則の目的）

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的とし、これに反する当社株式の取得またはその提案行為等を抑止するため、当社定款の「買収防衛策に関する規則」に関する規定に基づいて当社の株主総会による決議を経た上で、株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則（以下「本規則」という。）を導入する。

第2条（定義）

本規則における用語の定義は以下のとおりとする。

- ・「買付け等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。
- ・「株券等」とは、当社が発行する、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- ・「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ・「強圧的二段階買付け」とは、(1)株券等のすべてまたは(2)一部の種類の株券等のすべてについて譲渡を勧誘することなく、その後に行なわれる当該株券等の譲渡の条件を、当初の当該株券等の譲渡の条件よりも不利に設定するか、または明らかにすることなく当社の株券等の取得を試みることをいう。
- ・「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者および同条第6項に規定する共同保有者とみなされる者をいう。ただし、買付け等が公開買付けによる場合については、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- ・「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいう。
- ・「取得者」とは、株券等を保有している者、および新たに、または追加的に取得しようとしている者をいい、その取得方法を問わない。
- ・「大量取得行為等」とは、大量取得者等による株券等の買付けその他の方法（公開買付けを含む。）による取得、その提案その他これに類似する行為をいう。
- ・「大量取得者」とは、取得者のうち、下記のいずれかが20%以上となると取締役会が判断する者をいう。
 - (a) 当該取得者および当該取得者の共同保有者が保有する当社の株券等の株券等保有割合の合計
 - (b) 当該取得者が保有し、または当該取得者が行なおうとしている買付け等その他の

方法（公開買付けを含む。）により株券等を取得した後に保有することとなる可能性がある株券等の合計数に、当該取得者の共同保有者が保有する株券等の数を加えた株券等の株券等保有割合の合計

(c) 上記(a)または(b)の規定に該当しない場合において、当社の株主が当社の他の株主（複数である場合を含む。以下(c)において同じ。）との間で、その一方が他方を実質的に支配し、または当該株主と当該他の株主が当社の株主として共同もしくは協調して行動する関係を有し、またはこれを形成するに至ったときにおける、当該株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計

- ・「大量取得者等」とは、大量取得者ならびにその共同保有者および大量取得者がファンドの場合にはその組合員その他の構成員（そのそれぞれの直接または間接の親会社および子会社を含む。）をいう。
- ・「大量取得提案書」とは、第3条第1項の規定に従って、大量取得行為等の実行に先立ち、取締役会が大量取得者等に対し提出を要請する、本件情報および大量取得者等が本規則を遵守する旨の誓約文言を記載した日本語による書面をいい、その書式については、別途取締役会において定める。
- ・「独立委員会」とは、第4条に基づいて設置される独立委員会をいう。
- ・「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。
- ・「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項にいう保有をいう。
- ・「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項にいう保有者および同条第3項に基づき保有者とみなされる者をいう。
- ・「本件新株予約権」とは、本規則に基づいて取締役会が発行を決定する当社の新株予約権をいう。その概要は別紙のとおりであり、詳細については本件新株予約権の発行に際して取締役会が決定する。
- ・「本件情報」とは、第3条に基づいて独立委員会が大量取得者等に提供を要請する以下の情報をいう。

(a) 大量取得者等の詳細

- ① 具体的名称
- ② 主たる営業所の所在地
- ③ 代表者の氏名および住所
- ④ 資本または出資の構成
- ⑤ 財務内容
- ⑥ 他に投資先がある場合にはその投資先および投資額

(b) 大量取得者等による大量取得行為等の目的、方法および内容

- ① 大量取得行為等の目的
- ② 大量取得行為等の対価の種類および額
- ③ 大量取得行為等の時期
- ④ 大量取得行為等および関連する取引の仕組み
- ⑤ 大量取得行為等の方法の適法性

- ⑥ 大量取得行為等の実行の蓋然性
- (c) 大量取得行為等の価格の算定根拠
 - ① 価格の算定の前提
 - ② 価格の算定方法
 - ③ 算定に用いた数値情報および大量取得行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容とその大きさ
 - ④ 発生が予想されるシナジーのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその大きさ
- (d) 大量取得行為等の資金の裏付け
 - ① 資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称
 - ② その主たる営業所の所在地
 - ③ その代表者の氏名および住所
 - ④ その資本または出資の構成
 - ⑤ その財務内容
 - ⑥ 資金の調達方法
 - ⑦ 資金の調達に関連する取引の内容
- (e) 大量取得者等の方針
 - ① 大量取得行為等の後における当社に関する経営方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の事業計画
 - ③ 大量取得行為等の後における当社の資本政策および配当政策
- (f) 関係者の処遇方針
 - ① 大量取得行為等の後における当社の従業員の処遇方針
 - ② 大量取得行為等の後における当社の取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (g) 部分的な取得の場合、大量取得行為等の後における当社の少数株主との間の利益相反を回避する具体的方策
- (h) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- ・「本件防衛策」とは、本規則に基づいて当社が導入する、当社株式の大規模な取得に対する対応策をいう。
- ・「濫用的取得行為」とは、第6条第2項に規定する大量取得行為等をいう。
- ・「割当期日」とは、本件新株予約権の発行または割当てに関する決議において取締役会が割当期日として定める日をいう。

第3条（本件情報の提供）

1. 大量取得者等が出現した場合、取締役会は、大量取得者等に対し、大量取得行為等の実行に先立ち、大量取得提案書の提出を書面により要請するものとし、大量取得者等は、取締役会からかかる要請を受領した後10営業日以内に、大量取得提案書を取締役会宛に送付する。取締役会は、受領後遅滞なく、かかる大量取得提案書を独立委員会宛に送付する。

2. 独立委員会は、大量取得者等が提供した本件情報が不十分であると判断した場合には、そのつど、大量取得者等に対し、適宜合理的な回答期間を定めた上、自らまたは取締役会を通して情報を追加するよう書面により要請することができる。大量取得者等は、かかる追加情報を、情報の追加を要請した独立委員会または取締役会に提供する。この場合、独立委員会は、大量取得提案書の提出を要請する書面が最初に発送された日から起算して60日間を上限として大量取得者等が回答を行なう期間（以下「情報提供要請期間」という。）を定めるものとする。また、独立委員会は、大量取得者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合または独立委員会が必要であると判断した場合には、原則として30日間を上限として情報提供要請期間を延長することができる。独立委員会は、情報提供要請期間の満了までに大量取得者等が本件情報の一部について提供しなかった事実およびその理由を、他の提供情報とともに、評価および検討の対象とすることができる。
3. 独立委員会は、大量取得者等から提出された大量取得提案書の内容と取締役会の事業計画・企業評価等との比較検討等を行なうために、取締役会に対し、適宜、大量取得行為等の内容に対する意見、その根拠資料その他独立委員会が必要であると判断する情報を提供するよう要請することができる。
4. 大量取得者等は、取締役会から大量取得提案書の提出の要請を受けた日から第6条第1項に規定する検討期間（検討期間が延長された場合は延長された検討期間）が満了するまで、株券等を取得してはならない。
5. 当社は、当社が大量取得行為等の存在を認識した事実および取締役会または独立委員会に提供された本件情報について、法令または東京証券取引所の規則に基づき開示が求められる場合のほか、当社株主の判断のために必要と認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示する。

第4条（独立委員会の設置）

1. 当社は、取締役会の決議により、大量取得者等による買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するか否かを検討し、本件防衛策の発動その他の事項について判断するための諮問機関である独立委員会を設置する。
2. 独立委員会の委員の人数は3名以上とし、社外取締役、社外監査役および当社と特別な利害関係のない有識者の中から取締役会の決議により選任する。
3. 独立委員会の委員は、当社との間で、当社に対する善管注意義務に関する条項を含む契約書を締結する。
4. 独立委員会の委員の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合には、この限りではない。

第5条（独立委員会の権限）

1. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について協議の上で決議し、その結果を当社に対する勧告として、その理由・根拠とともに取締役会に提示する。取締役会

は、かかる勧告を最大限尊重して最終的な決定を行なうものとする。

- (a) 大量取得者等による買収提案の内容が濫用的取得行為（第6条第2項に定義する。）に該当するか否か
 - (b) 本件新株予約権の発行または不発行の適否
 - (c) 本件新株予約権の発行の中止または取得の適否
 - (d) 本規則に基づく独立委員会による検討期間の延長の要否
 - (e) 本件防衛策の廃止または変更の適否
 - (f) その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
2. 取締役会および独立委員会の委員は、それぞれ、大量取得者等が出現した場合その他合理的に必要と認める場合には、いつでも独立委員会を招集することができる。
 3. 独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、やむを得ない場合には、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なうことができるものとする。
 4. 独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、決議に参加することはできない。
 5. 独立委員会は、取締役会を通じて間接的に大量取得者等と協議・交渉することができ、必要に応じ、大量取得者等に対し、大量取得行為等が当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資するよう、その変更を求めることができる。
 6. 独立委員会は、その協議および決議を中立・公平な観点から慎重に行なわなければならない。
 7. 独立委員会は、審議および決議を行なうにあたり、必要な情報を取得するように努め、本件情報が不十分であると判断した場合には、第3条第2項の定めるところに従い、大量取得者等に対して本件情報を追加的に提供するよう要請することができる。また、独立委員会は、第3条第3項の定めるところに従い、取締役会に対して独立委員会が必要であると判断する情報を提供するよう要請することができる。
 8. 独立委員会は、独立委員会が適切であると判断する時に、その判断により、本件情報の一部または全部を公開することができる。
 9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、会計士その他の専門家の助言を得ることができる。

第6条（本件新株予約権の発行に関する勧告）

1. 独立委員会は、第3条第1項に定める大量取得者等からの大量取得提案書の提出および第3条第2項に定める追加情報の提供が完了したと独立委員会が認めた日または情報提供要請期間（その延長を含む。）が満了した日のうち早い方の日から、円貨による公開買付けによる取得行為については最長60日間、それ以外の取得行為については最長90日間、大量取得者等による大量取得行為等について検討を行なうものとする。当社は、独立委員会が大量取得提案書の提出および追加情報の提供が完了したと認めた場合または情報提供要請期間（その延長を含む。）が満了した場合、速やかにその旨を開示する。なお、合理的な理由がある場合、独立委員会はその検討期間を延長す

ることができる。(ただし、原則として30日間を超えて延長しないものとする。)この場合、当社は、その延長の決定後速やかに、延長を必要とする理由、延長日数その他必要な事項を開示する。

2. 独立委員会は、その協議の結果、大量取得者等による大量取得行為等が以下に定める場合（以下「濫用的取得行為」という。）に該当し、本件新株予約権を発行することが適切であると判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行するよう勧告する。
 - (a) 当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあり、株主共同の利益に反する取得行為（以下のものが含まれるが、これらに限られない。）
 - ① 株式を買い占め、またはその株式を高値で買い取るよう要求する行為
 - ② 当社の資産を大量取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ③ 当社の経営を一時的に支配し、当社の犠牲の下に大量取得者等の利益を実現する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配し、資産を処分する等の方法で生じた剰余金をもって、一時的に高額の配当を行なわせるか、一時的な高額配当による株価の急上昇の機会をねらって株券等を高値で売り抜ける行為
 - (b) 当社の従業員、取引先その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益に反する重大なおそれを生じさせる取得行為
 - (c) 取得行為の条件が不十分または不適当な取得行為（これには、対価の内容、取得行為の時期、方法、取得行為の後の当社の従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等が不適切な場合や、取得行為の実行の蓋然性が低い場合が含まれる。）
 - (d) 強圧的二段階買付けその他、当社の株主に対して株式の売却を事実上強要するおそれのある取得行為
 - (e) 本規則に定める手続を遵守しない取得行為（これには、取締役会が大量取得者等に対して大量取得提案書の提出を要請した日から10営業日以内に、合理的な理由なくして大量取得者等が大量取得提案書を提出しない場合が含まれる。）
 - (f) 当社に、当該取得行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない取得行為
 - (g) 当社の株主に対して、本件情報その他取得行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
 - (h) その他、独立委員会が著しく不合理・不適切と判断する態様において行なわれる取得行為
3. 独立委員会は、その協議の結果、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、取締役会に対し、本件新株予約権を発行しないよう勧告する。

第7条（本件新株予約権の発行）

1. 取締役会は、合理的・客観的な検討の結果、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当すると判断した場合には、前条に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の発行を決定することができる。また、取締役会は、合理的・客観的な検討の結果、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当しないと判断した場合には、本件新株予約権の発行を決定することができない。
2. 本件新株予約権の概要は別紙のとおりとする。取締役会は、本件新株予約権の発行を決議する場合、株主割当てにより新株予約権を発行する方法のほか、新株予約権の無償割当ての方法を用いること、取得条項を付することのほか、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本件新株予約権の内容および発行方法を決定することができる。
3. 当社は、本件新株予約権の発行または割当てにあたり、当社の株主に対して、当社所定の書式を送付し、当社が定める期間内にその返送を求めることにより、その株主が別紙「本件新株予約権の概要」の7.に定める本件新株予約権を行使することができない者に該当しないことの確認を求めることができる。この場合、その対象となる株主および確認の時期は、次のとおりとする。
 - (a) 本件新株予約権が株主割当てによる方法で発行される場合には、本件新株予約権の引受けを申し込む当社の株主とし、確認の時期は本件新株予約権の引受けの申し込み時とする。
 - (b) 本件新株予約権が無償割当てによる方法で割り当てられ、取得条項が付されていない場合には、本件新株予約権を行使する当社の株主とし、確認の時期は本件新株予約権の行使時とする。
 - (c) 本件新株予約権が無償割当てによる方法で割り当てられ、取得条項が付されている場合には、当社の本件新株予約権の取得と引き換えに当社株式を付与された当社の株主とし、確認の時期は当社による本件新株予約権の取得後とする。
4. 前項の規定による株主に対する確認の有無および確認の結果にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、取締役会は、当該当社の株主による本件新株予約権の行使または当該当社の株主からの本件新株予約権の取得を拒否することができる。
 - (a) 本件新株予約権の発行後に、取締役会が、適用される法令上、当社の株主による本件新株予約権の行使が違法ないし不適切であると判断した場合
 - (b) 本件新株予約権の発行決議後に、取締役会が、本規則に従い、当社の株主による本件新株予約権の行使または当社の株主からの本件新株予約権の取得を拒否すべきであると判断した場合
5. 当社は、本件新株予約権の発行に関連して、本件新株予約権の発行登録を行なうことができる。

第8条（本件新株予約権の発行の中止・取得など）

1. 独立委員会は、その協議の結果、本件新株予約権を発行することが適切ではないと判断した場合には、第6条に従い、取締役会に対し、本件新株予約権を発行しないよう

勧告する。ただし、独立委員会は、その勧告の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量取得者等による株券等の取得行為が濫用的取得行為に該当することとなった場合には、本件新株予約権の発行を含む別個の判断を行ない、これを取締役に勧告することができるものとする。また、独立委員会は、本件新株予約権の発行を勧告した後に、その勧告の前提となった事実が消滅した場合や、事情の変更によって本件新株予約権の発行または行使が不適切であると判断した場合には、本件新株予約権の発行の中止またはその取得など、独立委員会が適切であると判断する勧告を行なうものとする。

2. 取締役会は、前条および本条に従い、合理的・客観的な検討を行なった上、独立委員会の勧告を最大限尊重して、遅滞なく、本件新株予約権の発行の適否、内容および発行方法ならびに発行の中止または取得の適否等を決定する。

第9条（本規則の変更・継続・廃止）

本規則の変更、継続または廃止は、株主総会の普通決議による。ただし、法令の新設または改廃により、本規則に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、当該条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

第10条（他の買収防衛策の導入の可能性）

取締役会は、大量取得行為等が濫用的取得行為に該当すると判断する場合には、濫用的取得行為からの防衛を目的として、新株の発行その他の本件防衛策以外の合理的な手段を実施することができるものとする。

第11条（有効期間）

本規則の有効期間は、株主総会における本規則の変更あるいは継続決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

以 上

<別 紙>

本件新株予約権の概要

1. 割当対象株主および割当数
割当期日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する普通株式（ただし、当社の保有する自己株式を除く。）1株につき2個を上回らない割合で、本件新株予約権を割り当てる。
2. 本件新株予約権の目的である株式の種類および数
本件新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本件新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数は、原則として本件新株予約権1個につき1株とする。
3. 本件新株予約権の総数
割当期日における最終の当社の発行済株式（当社の有する自己株式を除く。）の総数の2倍を上限とする。
4. 本件新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 本件新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額
本件新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき場合、本件新株予約権の行使により交付される当社の普通株式1株あたりの払込金額は、1円とする。
6. 本件新株予約権の行使期間
本件新株予約権の発行日（ただし、本件新株予約権の発行決議において取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で本件新株予約権の発行決議において取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる時は、その翌営業日を最終日とする。
7. 本件新株予約権の行使条件
以下のいずれかに該当する者は、原則として本件新株予約権を行使することができない。
 - (a) 大量取得者等（ただし、自己の意思に基づかず要件に該当するにいたった者等、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと取締役会が認めた者を除く。）
 - (b) 適用される法令上、本件新株予約権を行使することが違法または不適切であると取締役会が認めた者本件新株予約権を有する者が本条の規定に従い本件新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本件新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
8. 本件新株予約権の譲渡
本件新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
9. 本件新株予約権の取得及び取得条項
当社は、取締役会の決議によりいつでも、本件新株予約権を取得することができる。また、当社は、本件新株予約権を取得すると引換えに当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を本件新株予約権に付すことがある。

以 上

<ご参考>

「株式の大規模な取得に対する防衛に関する規則」の独立委員会委員の候補者

第3号議案をご承認いただいた場合は、以下の3名を独立委員会の委員に選任することを予定しています。候補者の氏名、生年月日および略歴は、次のとおりです。※印が付されている候補者は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ています。

○山 地 正 矩 氏 (やまち まさのり)

【生年月日】昭和16年2月10日

【略 歴】

昭和39年4月 日本電池株式会社(現 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション)入社
平成6年6月 同社取締役
平成12年6月 同社常務取締役
平成13年4月 社団法人電気化学会副会長
社団法人日本知的財産協会副会長
平成16年6月 社団法人発明協会評議員
平成18年4月 慶應義塾大学SFC研究所上席研究員
平成18年8月 当社独立委員会委員長(現任)

○中 根 堅次郎 氏 (なかね けんじろう) ※

【生年月日】昭和22年7月9日

【略 歴】

昭和50年10月 公認会計士登録(現在に至る)
昭和52年7月 税理士登録(現在に至る)、中根堅次郎税理士事務所所長
昭和63年4月 清新監査法人代表社員(現任)
平成3年11月 日本ライフライン株式会社 社外監査役(現任)
平成13年6月 当社社外監査役(現任)
平成15年7月 清新税理士法人代表社員(現任)
平成18年6月 日本バルカー工業株式会社 社外監査役(現任)
平成18年8月 当社独立委員会委員(現任)

○菊 地 裕太郎 氏 (きくち ゆうたろう) ※

【生年月日】昭和26年5月5日

【略 歴】

昭和56年4月 弁護士登録(現在に至る)
昭和58年8月 株式会社日本システムプロダクト 社外監査役(現任)
昭和61年4月 菊地綜合法律事務所所長(現任)
平成12年4月 日本弁護士連合会常務理事
平成15年11月 東京弁護士会副会長
平成19年5月 財団法人日弁連法務研究財団理事(現任)
平成19年6月 当社社外監査役(現任)
平成19年8月 当社独立委員会委員(現任)

以 上

インターネットによる議決権行使についてのご案内

◎議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご投票ください。

1. インターネットによる議決権行使は、議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要になります。
なお、携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承ください。
2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

◎パスワードのお取り扱いについて

1. パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねますので、大切に保管願います。
2. 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。（次回株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。）
3. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

◎議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. 解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上のモニターを使用できる状態であること
2. 次のソフトを使用できる状態であること
 - (1) Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 Service Pack 2以降
 - (2) Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）
※Microsoft®およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporation（マイクロソフト社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

◎インターネットによる議決権行使でパソコン等の操作方法がご不明な場合

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル TEL 0120(65)2031 (受付時間 土日祝日を除く 9:00~21:00)
--

2. 上記1. 以外のご登録の住所、株式数などのご照会先は下記のとおりです。
 - (1) 証券会社の口座に保有の株式について

お取引の証券会社あてお問い合わせください。

- (2) 特別口座に保有の株式について

中央三井信託銀行 証券代行事務センター TEL 0120(78)2031 (受付時間 土日祝日を除く 9:00~17:00)
--

機関投資家の皆様へ

あらかじめ申し込みされた機関投資家の方は、上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

第70回定時株主総会会場ご案内

当社東村山製作所 R&Dセンター総合館

東京都東村山市野口町2丁目16番地2

電話 (042) 392-3311 (代表)

1. 徒歩の場合、東村山駅から製作所までの所要時間は約15分です。
2. 車でのご来場はご遠慮ください。
3. 株主総会終了後、ご希望の方には当社製品技術説明会を実施いたします。

(余震の危険性を考慮し、昨年まで株主総会終了後に行なってきた製作所の案内は本年は実施しません。)

